成長分野等人材育成支援奨励金(県外高度訓練(震災特例))支給申請書

					申請	日平	成	年	月	日
中央職業能力開発協会会長	殿									
労働局経由))		(₸)			
		事 業 主	所	在地						
			名	称						
			代表表	者役職名						
			代表	者氏名						印
			(₹)			
			所	在地						
		代理人								
			名	称						
			代表者							印
成長分野等人材育成支援奨励	品会の古絵な悪けたい	ので別浜中洼姫	5大司な	12 世 書 括	お海母の	いろう	由建1	1 ます		
			見り訳 <i>及</i> し 1	心安青類	で参りの)) た、	中前	ンよ 9 。		
	第	号								
2 職業訓練計画期間	平成年	月	日 ~	平成	2	年		月	日	
3 雇用保険適用事業所番号	_									
	0									
5 事業所の所在地	(= 0) 0								
C				電話番号			_		_	
6 訓練実施機関名										
7 訓練コース又は専攻科名	_									
8 訓練実施機関の住所	〒									
9 対象労働者氏名										
10 雇用保険被保険者番号	_		_							
11 対象労働者転居先住所	T		Т			-		П		
12 転居先入居期間	平成年	月	日 ~	平成		年)	月	日	_
13 支給申請額		<u> </u>								. – – – – .
支給申請額		円								
14	金融機関名				銀行					支店
	フリガナ									
奨励金の振込先	口座名義									
	口座の種類	普通・	当座	そ	の他の場	合はこ	記入〈	くださレ	\rightarrow	
	口 座 番 号									
15	所 属			電話番号			_		_	
申請に関する担当者	氏 名			Fах						
	八		-	E-MAIL	ı		0	<u>)</u>		
16 労働保険料の過去2年間	間を超えての滞納の有	無			有	無	1			
17 過去3年間において雇用係	呆険二事業の助成金につ	いて不正受給を行	うったこと	の有無	有	· 無				
18 国・地方公共団体の補助金	金等の申請の有無 有	(名称)	· 無
[/	\L +\\ LBB				F 5	1	I 	12		
*	決裁欄			受 理	年 月		平成		年	月日
所長 部長・次長 課長・	・統括 上席・係長	職業指導官	担当	起案	年月				年	月日
				要件確				۷	年	月日
F.E							第			号 田
局長 部長 課長 課	長補佐 職業指導官	宫 係長	担当		予定			+	左	円
				通知書	光 达 牛	- 月 日	一	۷.	年	月 日

提出上の注意

この申請書は、職業訓練実施期間終了後2ヶ月以内に、成長分野等人材育成支援奨励金(県外高度訓練(震災特例))申請額内訳(様式第7-6号)、訓練実施機関が発行する0ff-JTの修了証又は訓練実施・出席状況報告書(様式第7-7号)、労働条件等申立書(様式第8-2号)(支給申請書の提出日から起算して3年前から支給申請書の提出までの間に雇入れた場合は、雇用契約書又は雇入れ通知書(写)(期間の定めのない労働契約に関するもの。)の提出も求める。)、受給資格認定通知書(写)、労働者の転居先・入居期間が確認できる書類(賃貸借契約書、住民票(写)、運転免許証(写)等)、受講に際して必要となる入学料・受講料・教科書代等を支払ったことを確認するための書類(領収書又は振込通知書(写)、受講料の案内(一般的に配布されているもの)、請求内訳書(領収書の金額が講習案内等と異なるとき又は領収書等で内訳が確認できないとき))住居費・寮費等を支払ったことを確認するための書類(賃貸借契約書(写)、領収書又は振込通知書(写)、その他支給要件を確認するに当たって管轄労働局長が必要と認める書類とともに、事業所の所在地を管轄する労働局長に提出してください。また、当該労働局長が指揮監督する安定所長を経由して提出することもできます。

申請にあたっての留意点

- 1 奨励金(県外高度訓練(震災特例))は、訓練月数に応じた上限額の範囲内で、対象労働者が利用した研究機関、大学院等の入学料・受講料・教科書代等(あらかじめ受講案内等で定められているものに限る)及び転居先の住居費のうち申請事業主が支払った額の3分の2を支給します。なお、住居費については、引越費用、敷金・礼金などの初期費用を含まず、家賃額のみを対象とします。
- 2 管轄労働局長は、奨励金の支給に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、調査又は報告の際に求められた書類等を提出できない場合には、奨励金の支給を行いません。
- 3 奨励金の支給申請に当たって管轄労働局に提出した書類等については、当該奨励金の支給日が属する年度 の翌年度の初日から起算して5年間保管してください。
- 4 偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けた場合は、支給した奨励金の全部又は一部を返還していただきます。返還に関しては、受給した日の翌日から返還を終了する日までの期間に対し、年5%の利息を付します。

記入上の注意

- 1 「*決裁欄」には記入しないでください。
- 2 事業主が自ら申請を行う場合は、事業主の記名・押印が必要です。
- 3 雇用保険の適用事業所の代表者(以下「事業所の長」といいます。)が、事業主に代わって本奨励金の申請をする場合は、事業主が事業所の長に対し、本奨励金の申請手続きについての権限を委任したことを証明する委任状(写)を提出してください。この場合、「事業主」の欄は事業主の記名のみとし、「代理人」の欄に、事業主の代行者となった事業所の長の記名・押印が必要です。
- 4 1欄は、今回の支給申請について受給資格認定通知を受けた認定番号を記入してください。
- 5 2欄は、今回の支給申請について受給資格認定を受けた職業訓練計画の期間を記入してください。
- 6 11 欄は、対象労働者が訓練受講のため、転居した住所を記入してください。
- 7 12 欄は、転居先における入居期間を記載してください。
- 8 13 欄は、様式第7-6号で算定した支給申請額を記入してください。
- 9 14 欄は、申請事業主名義の口座を振込先として記入してください。
- 10 15 欄の申請に関する担当者は、本奨励金の申請に関して、管轄労働局等との質疑応答が可能な方を記入してください。
- 1 1 16 欄は、この申請書の属する年度の前年度及び前々年度における労働保険料の滞納の有無について、該当箇所に「○」を付けてください。「有」の場合は、本奨励金の支給を受けることはできません。
- 1 2 17 欄は、本奨励金の受給資格認定日から過去3年において、雇用保険二事業の助成金にかかる不正受給を行ったことがあるかどうかについて、該当箇所に「○」を付けてください。「有」の場合は、本奨励金の支給を受けることはできません。
- 1 3 18 欄は、本奨励金の支給対象経費に対して、本奨励金以外で、国・地方公共団体からの補助金等を受けている、もしくは、申請しているかどうかについて、該当箇所に「○」を付けてください。「有」の場合は受給している(受給する)補助金等の具体的な名称を記入してください。